

第10章 総合評価

本事業の実施が環境に及ぼす影響について、予測及び評価の結果に基づき、評価結果の相互関係を明らかにして検討することにより、本事業に係る総合的な評価を行った。

10-1 解体工事・建設工事に関する総合評価

10-1-1 大気質

- (1) 建設工事に伴う建設機械の稼動による二酸化窒素と浮遊粒子状物質の影響については、予測濃度が環境基準値を下回ると予測されること、環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (2) 解体工事に伴う粉じん等については、解体建物の高さ以上の防塵シートを設置して粉じんの飛散を抑制すること、工事区域内においては適宜散水を行うことにより、粉じんの発生・飛散を防止することから、環境への影響は低減できる。
- (3) その他の環境保全措置としては、次のとおり実施する。
 - ・排出ガス対策型建設機械を使用する。
 - ・作業計画の検討により、建設機械の同時稼動台数をできるだけ少なくする。
 - ・作業待ち時間等の待機時間におけるアイドリングの禁止を徹底する。

10-1-2 騒音・振動

- (1) 工事中の建設機械稼動時の騒音・振動の影響については、十分な環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。なお、建設工事中に事業計画地周辺での騒音・振動レベルの把握に努め、必要に応じ、適切な措置を講じる予定である。
- (2) その他の環境保全措置としては、次のとおり実施する。
 - ・建設機械は低騒音型・低振動型のものを使用する。
 - ・建設工事中は、工事区域の周囲は鋼製の仮囲いをする。
 - ・作業計画の検討により、建設機械の同時稼動台数をできるだけ少なくする。
 - ・作業待ち時間等の待機時間におけるアイドリングの禁止を徹底する。

10-1-3 廃棄物等

- (1) 解体工事及び建設工事に伴い廃棄物が発生するが、廃棄物の排出抑制、廃棄物の有効利用、発生残土の有効利用及び廃棄物の適正処理を行うことから、廃棄物等の環境に及ぼす影響は低減できる。

10-2 存在・供用に関する総合評価

10-2-1 大気質

- (1) 施設の供用に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響については、予測濃度が環境基準値等を下回ると予測されること、環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (2) その他の環境保全措置としては、次のとおり実施する。
 - ・出入口周辺での渋滞防止のため案内板の設置等により、適切な場内誘導を実施する。

- ・啓発ポスターの掲示、搬入搬出車両への周知・徹底等によりアイドリングの禁止の推進に努める。
- ・車両による来客に対しては公共交通機関への転換誘導を奨励し、来退場車両の削減を図る。

10-2-2 騒音

- (1) 施設の供用に伴う騒音の影響については、事業計画地周辺における騒音が、環境基準を達成していること、環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (2) その他の環境保全措置としては、次のとおり実施する。
 - ・店舗売場内のスピーカー音が、外部に漏れない店舗構造とする。
 - ・場内車両走行速度は低速に制限するとともに、搬入搬出車両及び廃棄物収集車両は低速・静穏走行を周知・徹底する。
 - ・啓発ポスターの掲示、搬入搬出車両への周知・徹底等によりアイドリングの禁止の推進に努める。
 - ・騒音源となる設備機器、開口部は住居近傍に設置しないよう努めるとともに、設備機器はできる限り屋内に設置する。

10-2-3 日照障害

- (1) 建物による日照障害の影響については、3 時間以上及び 5 時間以上日影が生じる範囲は日影規制されない範囲内にとどまると予測され、環境への影響は回避できる。

10-2-4 電波障害

- (1) 建物による電波障害の影響については、工事中にアナログ放送が終了し地上波デジタル放送に完全移行され、地上波デジタル放送ではほとんど電波障害が発生しないと予測される。工事中を含めテレビ電波の受信に障害が生じた場合、本事業に起因することが確認された場合には、速やかに適切な措置を講じることから、環境への影響は回避できる。

10-2-5 風害

- (1) 建物による風害の影響については、予測結果では、風環境評価ランク 4 の地点が 1 地点残っているが、周辺歩道に常緑の街路樹の植樹やバスシェルターの防風対策等による環境保全措置を行い影響を低減する予定である。

10-2-6 景観

- (1) 建物による主要な眺望地点からの景観に及ぼす影響については、景観に変化を生じさせるものの、新しい都市景観が創造される地点が多いと予測され、環境保全措置を実施することから、周辺景観と調和するものと考えられる。また、広島市の玄関口の景観として、現状よりもふさわしいものになると評価される。
- (2) その他の環境保全措置としては、次のとおり実施する。
 - ・計画建物は景観に配慮したデザイン、色彩とする。
 - ・敷地内は植栽等により自然環境や周辺との調和に努める。

- ・「広島市リバーフロント建築物等美観形成協議制度」、「広島市景観形成基本計画（仮称）」等の上位計画に配慮し、今後関係機関との協議、指導に基づき、地域の景観形成に貢献できるよう努める。

10-2-7 廃棄物等

- (1) 施設の供用に伴い廃棄物等が発生するが、排出抑制、有効利用及び適正処理を行うことから、廃棄物等の環境に及ぼす影響は低減できる。

10-2-8 温室効果ガス等

- (1) 施設の供用に伴い温室効果ガス（二酸化炭素）が発生するが、環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。

10-3 道路交通に関する総合評価

10-3-1 大気質・騒音・振動

- (1) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響については、予測濃度が環境基準値等を下回ると予測されること、環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (2) 施設関連車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響については、予測濃度が環境基準値等を上回ると予測されることもあるが、その寄与は非常に小さいことから環境への影響は小さいと判断される。環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (3) 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音の影響については、環境基準値を上回る地点があるが、工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加は小さいことから、環境への影響は小さいと判断される。環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (4) 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う振動の影響については、環境保全措置を実施することから、環境への影響は低減できる。
- (5) その他の環境保全措置としては、次のとおり実施する。
 - ・一般道路走行時には指定最高速度を厳守する。
 - ・掘削土量をできるだけ少なくし、事業計画地外へ搬出する工事用車両の台数の低減を図る。
 - ・工事の工程を調整し、渋滞時の工事用車両の集中を避けるなど、工事用車両の走行台数の平準化を図る。